

# 2016年ヨルダン下院選挙に関する一考察

— 「公共圏」に注目して —

北澤 義之

## Jordanian General Election in 2016

— Focusing on ‘Public Sphere’ —

Yoshiyuki KITAZAWA

### 1. 民主化と「公共圏」

本稿の主な目的は中東における民主主義の制度化研究の観点から、これまでヨルダンを定点観測点としたことにより得られた知見を、2016年のヨルダン下院選挙の結果をもとに再検討することにある。そのうえで、中東における「公共圏」形成という視点から、この結果を考察し、中東における民主主義の課題の多面的研究の展開への可能性を探る端緒にしたい<sup>1)</sup>。

中東の民主化の動向については、1990年代の一連の中東諸国の民主化の動き、そして2011年に北アフリカのチュニジアを起点にアラブ諸国に広がり「アラブの春」と呼ばれた政治改革・民主化を求める運動が際立っており、重要な画期をなしているものと考えられる。前者は、政治的には冷戦体制の崩壊による政治的自由化とIMFや世銀の構造調整を介して西側から求められた政治行政改革へのアラブ各国の対応と第二次大戦後の各国の政治体制の制度疲労に対するアラブの民衆の側からの不満があいまって展開された。後者は前者の動きの中から生まれた政権の権威主義体制化への批判によるものか、または前者の動きを生き延びた体制への民主化・改革への新たな批判の噴出によるものが中心であった<sup>2)</sup>。チュニジアのように新たな体制の成立につながったケースから、政府と国民の対立が出口の見えないまま泥沼の内戦になったケースまで、その後の事態の進展に大きな違いがみられる。その中でヨルダンは、いずれにおいてもほぼ中間的な位置づけにあるといえるかもしれない。すなわち体制変革に至らない形で（王制維持）、部分的な妥協が見られ、決定的な社会的分裂は回避されてきたのである。ヨルダンにおける民主主義の展開は、1950年代の一時期に現出した主にアラブナショナリズムの影響下の民主主義を除いては、ハーシム王政による上からの民主主義体制構築が中心となっていた。それはハーシム王制下における国民形成・統合の推進とヨルダン系（東岸住民）とパレ

スチナ系住民の関係をアイデンティティ・ポリティクスの対象(トランスヨルダン人 vs パレスチナ人)とすることを含んでいた。

また他方で、「公共圏」をめぐる議論を通して、中東諸国における社会の近代化と国家統合の動きの中で、住民の「下から」の要請がどのように表明され、処理されてきたのかに注目することは一定の意味を有するだろう。これまで、国際体制、近代国家形成の要請にもとづく「上から」の統合に対し、住民は官製の民主主義体制を通して「国民」としての資源の再分配を要請するか、権力との一定の協力関係に基づく恩恵の対応に期待するか、いずれにしても十分な対応が見られない場合には「伝統的な」セーフティネットに依存し、それが社会的秩序の維持のために補完的な役割を果たし、社会的な不満が解消されることで、国家統合が維持されてきたととらえられていた。しかしながら、王制による体制維持のためのアイデンティティ・ポリティクスにおいては、パレスチナ人、トランスヨルダン人(東岸出身者)の対立軸にもとづいて、体制側の保守的権力維持装置と位置付けられてきた部族的ネットワークの役割認識は、近年の研究によって新たな見直しを迫られている。これらの研究には、部族的ネットワークの役割は、単純な体制維持の機能(保守的部族勢力による忠誠心に基づく王制維持)だけではなく、部族という人間集団の合理的な目的達成手段の一つととらえる視点も含まれている<sup>3)</sup>。この視点は中東の公共圏研究の再検討とも通底するところがある<sup>4)</sup>。

最後に、ヨルダン社会をめぐる部族の状況に関する注目を集めたヒラーク運動について付言しておこう。2011年-2013年のヒラーク運動は、ヨルダン王制のゆるぎない支持基盤とみなされてきた東岸住民の体制への不満から生まれた地元出身者中心の抵抗運動である。この運動に対しても部族主義の変化をめぐり多くの研究が行われている。国民からの多様な現状に対する異議申し立てという観点から、また、ヨルダンにおける「部族社会」の位置づけの再検討のための最新の検討材料としてもヒラーク運動は注目に値する<sup>5)</sup>。

## 2. 第18期総選挙

### (1) 選挙の概容

2016年9月20日、ヨルダン第18回下院議員選挙が実施され、投票総数1,490,200票(そのうち無効票が24,126票)投票率は31%であった<sup>6)</sup>。下院議員の定数は115議席であり、23の選挙区において比例代表(候補者リストによる)が適用された。別に15議席が女性議員枠として設定され、9議席はキリスト教徒(7)、チェルケス人(2)に割り当てられた。1,252人が226の選挙リストから立候補し、130議席を競った。投票は23の選挙区のうち、15選挙区で1時間延長された<sup>7)</sup>。

新議員の44%が50歳以下であり、70歳以上の議員3%ということと合わせて、全体的に青年層の多い人口構成を反映しているとみることもできる。なお17期議会で最終的には62議席(150議席中)

を数える史上最大の議会ブロックを形成した「ムバーダラ」<sup>8)</sup>に所属した議員からは、Khamis Atiyeh（アンマン第三選挙区）と Wafaa Bani Mustafa（ジェラシ選挙区女性枠）のわずか2名のみが当選し、Mustafa Hamarneh（マダバ選挙区）や Saad Hayel Srour（北部ベドウィン選挙区）などの重鎮が落選するなど厳しい結果となった。

2016年に至るこれまでの選挙で最も議論になり野党からの批判を集めてきたのが、「一人一票制度」(SNTV方式)である。中選挙区における連記式投票方式から、小選挙区の単記式投票への改変が決められたのが、1993年の改正選挙法であった。これについては前回の2013年選挙の直前に成立した2012年の選挙法で部分的に修正された。2012年の選挙法においては、有権者は2票を投じることになっていた。1票は政党リストに投票されることになっており、全国区の27議席を争う候補者は比例代表制により選ばれた。もう1票は地方選挙区(108議席)ごとにSNTV方式が適用された。総議員数150中、残りの15議席は女性枠とされた<sup>9)</sup>。野党はSNTV方式が親政府派の部族勢力に有利に働いていると批判してきた。この新選挙法の下に行われた2013年の総選挙では、トランスヨルダン(東岸)部族エリートと親政府的な独立派の実業家が優勢となった。他方、22の小政党からの候補者27名が当選した。IAFは当初から改革が不十分として選挙をボイコットしていたが、これに対し野党からは改革の不十分さに対する批判が寄せられた。選挙の国際監視団は、買収があったことを指摘し、また選挙制度自体の不正を批判した<sup>10)</sup>。

#### 議席配分

行政区／特別枠	選挙区	議席数
アンマン行政区	5	28
イルビド行政区	4	19
ザルカ行政区	2	12
バルカ行政区	1	10
カラク行政区	1	10
マアン行政区	1	4
マフラク行政区	1	4
ジャラシ行政区	1	4
マダバ行政区	1	4
タフィーラ行政区	1	4
アジュルン行政区	1	4
アカバ行政区	1	3
ベドウィン地区	3	9
女性枠	—————	15
合計	23	130

2016年の選挙をめぐっては、2015年3月に改正され両議院の承認を得た選挙法がもとになっている。1993年に導入され批判の多かったSNTV方式は廃止され、連記制が採用されたのである。国内は23の選挙区に分けられ、12県では各1選挙区、例外的に首都のアンマンは5選挙区、第二の都市イルビドは4選挙区、第三の都市ザルカは2選挙区が設定された、また3つのベドウィン地区は各県の選挙区（全県一区）と同じ扱いを受けることとなった。115議席が各選挙区に振り分けられ、15議席が女性枠として割り当てられた（各県に1枠、ベドウィン地区では北部、中部、南部に各1枠）。

2013年の選挙からの大きな変更点は、新選挙法に基づいて全国的に小選挙区制を廃止し、中選挙区におけるオープンリスト方式が採択されたことである。全候補者は、各選挙区において何らかの選挙リストに参加することを義務付けられ、無所属での立候補は認められない。そのため、前の選挙では投票者が二枚の投票用紙に各一度だけしか記入できなかったが、今回は政党リストをマークした後、政党リストに記載されている候補者名（複数名）にマークすることが求められた<sup>11)</sup>。選挙当日、投票所は午前7時に開き、午後7時に閉鎖される。投票者は指定された投票所で投票を行う。投票は投票者本人が行い、代理投票は認められない。投票に際しては、投票者はIDカードを担当者に提示し、投票者リストで確認のうえ、登録名簿上に記載すると同時に、投票者番号が中央選挙管理委員会につながるネットワーク経由で記録される。投票者は投票用冊子を受け取り、選挙リストの名称、番号または記号のところにマークし、またリスト内の候補者の氏名また写真の一つ以上にマークし、冊子を折りたたんで投票する。投票者は、投票後、二重投票防止のために、左手の人差し指を目には見えない特殊インクに浸けることを求められる<sup>12)</sup>。

また投票者登録までの複雑なプロセスによって潜在的な有権者が投票権を獲得できないという問題点があったが、選挙登録方法が任意ではなくなり簡素化されたため、登録された有権者数は2013年の選挙の2,288,043人から今回の4,130,142人に急増した。投票率は37%（選挙委員会の数字では31%）となり、前回（2013年、56.6%）や前々回（2010年、53%）を大幅に下回ったが、登録制度の簡素化によって有権者数が前回から9割以上増加したこと、これらの潜在的有権者が前回まではカウントされていなかったことを考えると<sup>13)</sup> 実質的な投票率は大きく変化していない。

## (2) 選挙結果について

1989年の普通選挙再開いらい最大の議員定数150名に達した第17期選挙から、130名に定数を減らした第18期下院議員選挙の結果、74名が初当選、56名が再選となった。前議員のうち39名は17期からの再選であり、その他17は復活組である。9政党から30名の当選者が出たことも注目に値する。イスラーム主義の「ムスリム同胞団」が母体となるIAFは10名の当選者を出し（「改革のための国民連合」リストから立候補）、ザムザム（5議席）<sup>14)</sup>、国民潮流（4議席）、イスラーム・ワサト（中央

党（5議席）、公正改革党（5議席）が続いた。パース、共産党、国民連合、アル・アウンは各1議席を獲得した<sup>15)</sup>。2010年にはIAFのボイコットも影響し、政党からの当選者がついにゼロになり、2013年の総選挙では、政党以外からの当選者が123議席を占めたのに対して、今回は22政党から27人の当選者を出した状況から考えると、今回の政党からの当選者数は、政党の役割が多少回復してきたものとみなすこともできる<sup>16)</sup>。

とはいえ、客観的に1992年の政党法施行から、2106年の選挙における議会における政党代表率17%をみると、政党代表率は低いと言わざるを得ない<sup>17)</sup>。その理由としては、王制であること、歴史的に政党政治が停止されてきたこと、それによって政治活動の場が主に職能組合や労働組合などが代替してきたことなどが考えられる。またこれは、政党そのものというより政党を含む議会政治そのものに対する国民の不信感があるとも考えられる。現アブドゥッラー2世国王は、ヨルダンの政治目標を明確に示してきた。その一つが政策を持った政党にもとづく選挙の実施であった。彼は多くのディスカッションペーパーの中で、活発な議会において政党ブロックが政治プログラムにもとづいて法案を提案し議論するようになることを求めてきた<sup>18)</sup>。しかし、どのように政党にもとづく体制を構築するかは不明確なままである。Kaoは、ヨルダンでの調査の結果、政党を中心とする選挙が行われるためには3つの課題があると指摘した。1つは、選挙制度には安定性が必要であること、あるいは少なくとも新選挙法は次の選挙の数年前に発表されるべきこと<sup>19)</sup>、2つ目は、ヨルダンには議会自体に立法に至る明確な道筋が求められること、3つめは、全社会的に政党がなぜ重要であり投票制度がどのように機能するのかを説明する市民教育が求められるということである。1989年から2016年までの8回の選挙を通して、政府は4つの異なった選挙制度を採用してきた。ヨルダンにおいて継続的な選挙制度が存在しなかったことで、候補者や有権者の混乱が生じ、政党が効果的に選挙に参加することが妨げられてきた。制度の継続性の欠如以上に混乱を招いてきたのが、変更点が選挙直前まで公表されなかったことである。2016年の選挙の場合も、5月末になるまで投票日は公表されず、政党に対する政府からの給付金や投票プロセスに関する細則が発表されたのは8月であった。これに対しては、体制側が露骨な力に訴えるよりも、混乱によって政治的な挑戦を退けようとしているのではないかという批判が出るほどである。国際選挙監視団によると、変化し続ける選挙制度が「政党の内部的統制能力」に影響し、政党は次に何が起こるかへの対応を考えることに時間を取られ、次の選挙でのベストな戦略をたてることができなくなっている。政党活動は1992年に合法化されたが、国王の目指すような強力な政党による政治が行われるようになるためには、選挙の規則を選挙よりもずっと前に知る必要がある。

新しい選挙制度では、比例代表のオープンリスト方式を採用しているが、これには利点が見られる。2013年の45選挙区から23の大きな選挙区に変更され、また候補者は何らかの選挙リストから立候補することを求められるようになったが、Amer Bani Amer<sup>20)</sup>は、「大きな選挙区になればなるほど、

候補者は様々な主張を持つ候補者を集めたより大きな選挙リストを作ろうとする傾向がある」と説明している。実際に政党としては力のあるイスラーム系の政党 IAF はイスラーム主義者だけでなく部族的背景を持つ候補者、キリスト教徒、チェルケス人などの宗派・エスニックマイノリティ、そして女性候補を含む選挙リストを作って選挙に臨んだ。この選挙リスト「改革のための国民連合」(NAR) は 130 議席中 15 議席<sup>21)</sup> を獲得し、女性は 20 議席 (5 人は女性枠外からの当選) を獲得した。さらに 2013 年の選挙では、一般枠での当選者の平均獲得票は約 5000 票だったのに対し、2016 年の選挙では平均 9700 票に達した。しかしながら IAF を除いて単独で国内に政治的連合を形成する政党は生まれず、現行法の下ではイデオロギー的に連携して政党を組んだり、有権者がそれを支持したりするような状況は期待できない。候補者の 18% のみが政党に所属していたため、ほとんどの議席は独立派ということになった。これは、政党関係者が主張し結局受け入れられなかった、当選最低獲得議席数を定めなかったことが原因であるという指摘もある。

選挙法とは別に、議会をめぐる国王の権限の強さが影響している点も見逃せない。国王は内閣のメンバーだけでなく上院の議員全員を指名する権限を持ち、立法への拒否権を持ち、自分の考えで議会を解散する権限を保持しているためである。議員により実質的な権限が与えられる必要がある。憲法上では、ヨルダン議会は法律を制定し、修正し、承認する役割を担っている。しかし議員によると、政府からの法案に異議を唱えることは難しい。下院の役割は提出された法案を修正することに限られている。議員は提出された法案をより広範にわたって調査をすることはできない。下院が政府からの法案を拒否しようとする場合、両院総会が開催され、両院の 3 分の 2 の賛成が求められる。實際上、議会の歴史の中で法案の拒否は数回起きているが、主に 1960 年代以前のアラブナショナリズム期の限定的な状況下のことであった。ともかくも立法府としての限界が有権者にも認識されていることが、根本的な選挙への無関心につながっていることは否めないだろう。

### 3. 「ムスリム同胞団」をめぐる

アラブの春以降のアラブ諸国の政治において、イスラーム系政治組織の動向がその後の各国の内政の争点となっている。エジプトのように、独裁政権後の選挙で注目された「ムスリム同胞団」(同胞団と略記)<sup>22)</sup> などのイスラーム政治勢力は民主化と関連して、勢力を拡大する傾向にある。ヨルダンの「ムスリム同胞団」は、国内政治で独自の役割を果たしてきた。アラブナショナリズム全盛期には、ヨルダンのハーシム王室と協力関係にあり、王制を批判するアラブ民族主義者からの盾になる役割を果たした。王制にとっては、部族的支持基盤とともに体制維持の柱として内政上重要な存在と位置付けられた。他方、ムスリム同胞団にとっても、エジプトやシリアなど多くのアラブ諸国では非合法組織扱いされる中、王室との協力関係は重要であった。そのためヨルダンの同胞団は他の政党が政

治活動を禁じられる中で、組織本体の活動だけでなく、労働組合や学生組織にも影響力を拡大してきた。しかし、アラブナショナリズムの後退や冷戦終焉によって同胞団の存在感が弱まる中で、1994年、ヨルダンがイスラエルと和平条約を結んだことにより、これまでイスラエルの存在を敵視してきた同胞団において、政府や王室との関係をめぐり内部的な対立を生み出した。また、同じくエジプトの「ムスリム同胞団」の流れをくむパレスチナの「ハマース」の活動に対して、国王が厳しい対応をとるようになると、「ハマース」と交流の深い同胞団の内部分裂と政府による活動制限が問題となったのである。1999年にフセイン国王の後をついだアブドゥッラー2世国王は、ほぼ前国王の路線を引き継いだが、イスラーム政治勢力に対してはより厳格な対応をとり、ヨルダン国内の「ハマース」の事務所を閉鎖するなどしてヨルダンの同胞団との緊張が高まった。

ヨルダンの「ムスリム同胞団」は、体制内変革を志向していたが、パレスチナ問題や選挙法・政党法の改正をめぐり、政府や王室との対立を強めるようになった。1992年の政党法は、政党の組織や資金源に関して外国の組織との関係を厳しく制限していたので、「ムスリム同胞団」は、国内基盤の政党である「イスラーム行動戦線」(IAF)を結成し、選挙に臨むようになった<sup>23)</sup>。しかしIAFは、たびたび改正されてきた選挙法の内容、特に「連記制」からSNTV方式への変更、政府に有利な選挙区の設定などをめぐって、選挙をボイコットすることも多くなった。

パレスチナ問題(あるいはイスラエルとの関係)やシャリーア(イスラーム法)の適用をめぐり「ムスリム同胞団」の内部では、タカ派(原則派、パレスチナのハマースとの協調)とハト派(ヨルダン国内での民主化への参加を志向。政府とも交渉)の対立が、2006年にパレスチナでハマース政権が誕生した時には、政府の警戒ともあいまって、分裂の危機を生んだ。次に、「アラブの春」は、アラブ諸国、特にチュニジア、リビア、シリア、イラク、イエメンの社会政治状況に大きな変化をもたらしたが、ヨルダン、モロッコ、GCC諸国にはそれほど大きく影響しなかった。ISやその他の過激イスラーム組織の活動はイスラーム主義全体に対する否定的イメージをもたらした。ヨルダンの「ムスリム同胞団」はエジプトやチュニジアの経験や失敗に学びつつ、政府による政治参加への要請を拒否し、2010年と2013年の総選挙もボイコットし、アンマンやその他の主要都市において金曜礼拝の後の多くの改革要求のデモを組織することに力を入れた。しかし、ヨルダンでの民主化の運動は、政府の巧妙な対応によって抑えられた。政府は部分的に反対派の要求に応じ、抗議運動士の対立を煽り、分裂をもたらした。また公共の場所における座り込みを排除しながら、ソフトパワーを使って抵抗運動をコントロールすることに成功した。政府は国内的な紛争に直面すると古典的な「分割統治政策」を行った。それは、ヨルダン人対パレスチナ人、イスラーム主義対世俗主義、南部のヒラーク運動対北部のヒラーク運動といった対立を演出することで、事態をコントロールしようとするやり方だった。そのうちに、エジプトの2013年6月のクーデタ、周辺諸国の内戦拡大、60万のシリア難民の流入、多くのイスラーム急進主義者の登場によって、ヨルダンの「ムスリム同胞団」は相対的に存在感を失

い、内部での対立が進行したのである。

現在、ヨルダンの「ムスリム同胞団」は、2つのライバルグループに分かれている。一つはパレスチナ人の急進的指導者によるものであり、いま一つは穏健派のヨルダン人指導者によるものである。2015年、ヨルダンの組織として登録されるよりエジプトの創設者とのつながりを重視した「ムスリム同胞団」から離脱し、政府との交渉を選び、ヨルダンにおける正式の「ムスリム同胞団」として登録し、「ムスリム同胞団協会」を名乗るグループが登場している。

2016年の総選挙において、IAFと選挙リスト「改革のための国民連合」(NCR)(女性、キリスト教徒、チェルケス人などを含む)を組んだ他の5議席をカウントすると、実質的に政党に属する当選者30議席の半数を占める15議席の勢力を確保したことが注目を集めたが<sup>24)</sup>、20～30議席をとるのでは<sup>25)</sup>との戦前の予想を下回っており、評価の分かれるところである。選挙では20のリストから16万票を集め、その票の多くはアンマン、ザルカ、イルビドの都市部が中心だった。しかし、その一方でNCRの候補者の50%が落選し、その多くは部族の影響力の強い南部での落選であった。他方、「ムスリム同胞団」を離脱した(したがってIAFも離脱した)メンバーの作った「ムスリム同胞団協会」(MBS)は一議席も獲得できなかった。他方もう一つムスリム同胞団を離脱して作られた「ザムザム」は5議席を獲得し、また穏健派イスラーム政党「イスラーム・ワサト党」も5議席を獲得した。今後はこの2政党が議会内でNCRとの議会内ブロックに参加するかという点が注目される。

しかし、これをもってイスラーム主義勢力が議会内において力を回復したと評価することは難しい。それは、ヨルダンにおけるムスリム同胞団の相対的影響力の低下があるからだ。同胞団は王室との協力をめぐり、いわば協調派(現実派)と原則派に分裂していて、それが最大勢力を誇った1989年の影響力に比肩しうものではなくなっていること、またイスラームの原理主義的展開には批判的な現アブドゥラー2世国王の存在、ISをめぐるイスラーム政治に対する国民的な批判が生まれていることを考慮する必要がある。

なお、選挙制度についてIAF代表のMohammad Zyoudはまた、記者会見で、過去にIAFはいくつかの選挙に参加し、またいくつかの選挙をボイコットして政治的メッセージを送ってきたと述べた。これは、具体的には2010年と2013年のボイコットはSNTV方式をめぐってであり、2007年には選挙における「当局の介入」と「選挙結果の捏造」をめぐってであったと説明した。またIAF関係者は、新たな選挙法はSNTV方式を廃し、候補者が地方単位で当選の可能性をもって議会選挙に臨めるようにしたと、選挙に参加した理由を説明している。

#### 4. 「部族政治」の変容

2節でみたように、ヨルダンの総選挙は大きな制度上の変更を経て、IAFや他の野党勢力の復活が



見られた。しかし、全体的にはヨルダンの特徴である政党所属以外の本来であれば独立系でありながら、選挙制度の変革により何らかの選挙ブロックから当選した者がほとんどであり、潜在的にはこれまでの選挙で「独立派」とみなされてきた議員である。これまで、この独立派、無党派勢力は、ほぼ保守派＝王制支持派とみなされてきた。メディアでも政党からの当選者の現象は、ほぼ保守派＝王制支持派の勢力拡大を意味し、現体制・現状の維持を意味すると扱われてきた。しかし、ヨルダン建国以来、王制の支持基盤とされ、体制側も大いにそのイメージを強調してきた「部族」をめぐる社会状況が変化しつつあることを考慮しなければならない。ここでは、「部族」がいかにヨルダン王制維持のための役割を担ってきたのか、そしてそれが近年以下に変化しつつあるかを確認していきたい。

### (1) 部族社会をめぐる構造的変化について

厳格な治安政策と南部の部族のハーシム王制支持によって国内政治が比較的安定しているとされていたヨルダンで、1989年、96年、98年に南部を中心に暴動が発生した。特に89年の暴動は、ヨルダンの民主化の直接のきっかけともなった。89年4月、IMFの勧告に基づき政府がガソリン・燃料などの生活物資の値上げを発表すると、マアンで値上げ反対の暴動が発生した。南部の町では、軍・官僚などの社会的な地位上昇のラインからはずれた住民の多くは、イラクへの長距離輸送やタクシー運転などの運送業に携わる者が多かった。マアンでは、2000～4000人規模の物価値上げ反対、Zaid al-Rifai 首相打倒のデモが暴動化し、警察署や銀行、政府関係施設が放火、破壊された。暴動は、カラクなど多数の南部周辺の町に拡大し、数日で北部のアンマン周辺に及んだ。暴動は、軍の出動と訪米中のフセイン国王の帰国により、一応沈静化した<sup>26)</sup>。しかし、1996年8月、南部のカラクでパンの値上げ反対の数千人規模の暴動が発生し、暴徒はKabariti内閣を批判し、政府関係の施設や銀行を破壊した。この騒動も周辺に飛び火した。さらに98年2月、マアンで、米軍によるイラクへのUNSCOM査察妨害に対する空爆の緊張が高まる中で、金曜礼拝を終えた群衆がイラク支持のデモを行い、警察と衝突するという事件も発生している。いずれも周辺の町やアンマンに飛び火している。

3度の事件は、社会経済的文脈で見ると、IMF等の構造調整で直接打撃を受けた南部が主な発源地点であるところが共通している。1989年の構造調整以降住民の生活条件の悪化が続いており、1998年にマアンの失業率は40%に達していた。これは、王制の権力基盤としての南部の経済生活をこれまでのような部族に対する「恩恵的」な対応で遇することができなくなり、部族的セーフティネット（軍人や官僚など一族の成功者が部族他のメンバーを援助する慣行）も機能不全に陥っていることによるものと考えられる。

さらに、首都アンマン中心の経済への反発とみることもできる。アンマンとその周辺諸都市のいわば北中心の経済がヨルダンを支配し、行政機能・商業・サービス・製造業は首都周辺に集中している。経済発展は地理的に拡大することはなく、経済特区であるアカバを除いて南部、特にカラクやマアン

は経済発展から取り残されている。南部暴動にはこのような北部中心の経済構造の矛盾への不満が存在する。

つまり、これまで「部族国家」ヨルダンのシンボルであり国王から「恩恵的」援助のあったトランスヨルダン以来の東岸系住民、中でも南部の住民は特権を失うだけでなく、近代化の周縁的な存在となっていた。すなわち、ヨルダン系住民に対する「恩恵的」な社会・経済政策がとられる一方で、すでに1976年には「部族法」が廃止されるなど、近代的行政統合が進み、これまでの伝統的な部族生活が制度面からは持続が難しくなることは自明だったのである。南部を中心とした事態は、これまでのヨルダンの社会的・政治的構造が過渡期にあることに対応したものであると考えられる。

また南部暴動の政治的意味合いにも注意が必要である。暴動では緊縮財政への不満だけでなく、政治的腐敗が批判されるとともに、パレスチナのインティファダや欧米の監視下にあるイラクへの支持や、民主化推進の要求が表明された。例えば1989年の暴動の際、カラクでは市長を中心に市民、左翼、アラブ民族主義者代表が集まり、①Rifai内閣打倒、②国民への説明責任を果たす内閣設立の要求、③物価値上げ反対、④民主的選挙実施、⑤インティファダへの連帯を知事に要請した。同様の要求がBani Sakhr一族の名でも出されたといわれる。また96年と98年の暴動では、イラク支持という主張も打ち出された。

1989年の南部暴動では、中央の政治諸勢力の影響があったとしても、当地の住民が、左翼やアラブ民族主義者とともに幾つかの政治的改革を行政に求めたという点は見逃せない。左翼やアラブ民族主義者とともに部族名でもその要求が出されたことの意味を考える必要がある。それは89年の暴動と以後2回のそれでは状況が異なっていた点である。すなわち前者では、民主化プロセスはまだ開始されていなかったが、後者ではすでに下院選挙が実施され、政党活動も合法化されていた。さらに議会内外での「湾岸危機」でのイラク支持、米国の介入批判の活発な活動によって、国民は政治的表現の自由化を体験していた。ただ、いずれの事件でも国内的要求である腐敗防止、「民主化」要求は共通していた。89年の時点では、パレスチナ連帯が叫ばれたが、その後の2回の暴動ではイラク支持が中心となった。これは当時の国際的背景（インティファダの拡大、イラクへの国際的制裁の継続）を反映している。重要なことは、南部がもはや単なる国王の安定的な支持基盤ではなく、内外の事態に対する政治的不満を暴力的であれ、言論によるものであれ表現することを厭わない空間となったという事実である<sup>27)</sup>。

## (2) ヒラーク運動の提示するもの

以上のような、ここ20年にわたるヨルダンの「部族」と権力の関係の構造的変化の先に、さらにその関係性の変化やヨルダン社会の協力・対立関係の意味あいの変化を予想させるものとしてヒラーク運動が注目に値する。

ヒラーク運動（Hirāk、アラビア語で運動の意）は、王制のほぼ絶対的な権力を削減することを求め、選挙法を改革し、多元主義と政治参加の機会を広げ、広範な腐敗のネットワークを根絶するため、示威行動を展開した。ヒラーク運動の要求は、長きにわたる都市部中心の反対運動の主流であり、リベラルな知識人エリートや市民運動活動家からムスリム同胞団や左翼政党に至るまでの主張に共通するものであった。しかし、ヒラーク運動は体系的な変化が多くの方部族集団に浸透するだけでなく、そのような変革への要請が持続的な集団行動の基礎となり得ることを示した。さらに、シリア内戦の大きな影響と体制による団結を求める圧力による委縮効果でヒラーク運動は沈静化した。当初の運動を引き起こした環境は変わっていない。「アラブの春」の一時的産物ということではなく、ヒラーク運動は、部族の支持を歴史的な生存の基盤としてきた専制的な体制に対する反乱であることで、その重要性を失っていない<sup>28)</sup>。

軍出身のアブドゥッラー2世国王の統治の全体的特徴は、軍とのつながりは維持しつつも、ハーシム家の社会基盤を変更することを目指すところにある。彼は近隣で第二次インティファーダ<sup>29)</sup>とイラク戦争が発生した状況下で体制を守るためには、軍の役割を重要とみなしている。そこで彼は軍の元高官を首相や王宮長官のポストに指名し、特に軍の上層部が十分に報償を受けられるよう配慮した。またムハーバラト（秘密警察）を確実に掌握し活用しようとしている。2002年にはアブドゥッラー2世は、東岸中心主義を意識した「ヨルダンが第一」の最初のキャンペーンを行った。ただ、この運動とともに新自由主義的経済政策とプライベート・セクター（主にパレスチナ人が有力）の強化が図られたのである。このため、アブドゥッラー2世は新自由主義的テクノクラートや企業家を重用することになった。多くの東岸ナショナリストは、このような新自由主義的政策が自分たちの犠牲のもとにパレスチナ系ヨルダン人を強化しているとみており、新自由主義者やパレスチナ系のラーニア王妃を批判的にみる傾向にある<sup>30)</sup>。

2011年1月から、ヒラーク運動は、小規模な地方の運動として展開し、その後国全体に拡大した。東岸出身者中心（特に部族中心）のこの運動は、アブドゥッラー2世の体制への激しい抵抗を繰り返した。これは、少なくとも1990年代以降は、イスラーム政治運動、左派・民族主義運動いずれもが体制転覆や革命的運動ではなく体制内改革運動を志向してきたヨルダンの政治で、前例を見ないものだった。ヨルダンの改革勢力によって「怒りの日」とされた2011年1月14日の一週間前の1月の最初の金曜日に、アンマンの南48キロのDhibanにおいて、250から300人ほどの若者が事前の計画なしに集まって行進を始めた。行進の情報は口コミ、SMSのテキストやフェイスブックを使って伝えられた。ほとんどの者は国王に首相解任を求め、翌月、国王は首相を解任したものの、当地の若者は手先にすぎない首相の交代では騙されないと意思を国王に示した。これがチュニジアの政権交代にも刺激されて、強い要求となってつきつけられたのである。このような形で始まったヒラーク運動は、ヨルダンにおける政治活動の歴史のなかで、体制に対する批判の度合いとしてはこれまでの反政府運

動より（王制そのものを批判する点において）非常に激しいものであった<sup>31)</sup>。このような反発は、(多少の影響はあるにしても)「アラブの春」によってごく短期的に刺激されたことのみで起きたのではない。むしろここ20年来のヨルダン政府の政治経済的構造改革によって、王制と部族の間をつないできた王国設立時の地元トランスヨルダンの部族勢力と王室との当初の相互協力的契約関係が実質的に終焉を迎えつつあることを、部族たちが自覚しつつあることによるのである。アブドゥッラー2世国王の時代には、前国王の時代よりもわかりやすい形で新自由主義的政策が推進されていることも影響している。Yomは、それ以上に、ヒラーク運動が提示する注目点は、これまでの部族による反乱が、主に物質的な要求（食料品・燃料などの生活物資値上げ反対、失業率）中心であったが、ヒラーク運動はむしろ政治改革の要求を物質的要求より優先していたことである、と指摘する<sup>32)</sup>。また参加者の多くが教育を受けており、立憲君主制や公正な選挙制度、腐敗の根絶を支持する会社勤めの市民としての顔を持っていることが特徴である。そしてそのほとんどが、イスラーム主義者ではなく、選挙に出るために既存の政党のような公式の組織を作るつもりもないことも特徴である。その代わりに彼らはエリート中心の伝統的な野党ではなく、想像上の部族的路線を代表する者として行動する。最後に、これらの東岸出身者は旧世代のトランスヨルダン・ナショナリストにありがちな反パレスチナ感情をにじませることもない。完全な多元主義者ということではないが、彼らはまたアイデンティティ政治をその運動の核にすることもない。それでも、彼らは改革に反対しているのが、体制の東岸的部分、すなわち王室、その政治的支持者、治安当局であることを認識している。この世代にとって、旧世代と体制に対する民主的反抗こそが主要な目標となっている。今後、この運動は、ヨルダンや中東の政治を考えるうえで、イスラーム主義やパレスチナ人以上に重要なテーマとなり得るだろう<sup>33)</sup>。

### (3) 王政から部族への新たなアプローチ

近代化志向の強いアブドゥッラー2世国王も、部族社会と王室の象徴的關係には気を遣っていた。たとえば、2012年5月、同国王は国内のコミュニティの状況視察を行い、空港までの幹線道路沿いで近隣の有力部族や名望家と謁見した。国旗や王の肖像画、歓迎のプラカードが掲げられ、何千人もの部族が並んで歓迎する中、最初に国王はビール・アルサバア一族のテントに立ち寄った。何人かの代表者が国王に対する忠誠を表し、国の改革への支持を表明した。Muhammad Hammad 上院議員も参加し、彼の出身部族が現下の厳しい状況のもとで国王のリーダーシップを支持し国家を守り、国王が「適正な時期に始めた」改革を具体的な行動とする旨伝えた。他にも、ある族長は「ハーシム家の指導や様々な出自の真摯で忠誠心のあるヨルダン人の努力による」国王の統治の下での成果を讃えた。

このような「儀式」は、フセイン国王時代にはさらに頻繁に見られた。主にラマダーンや巡礼月などの宗教的な祝日や国家的記念日、あるいは金曜日、そして特別に大きな事件があった場合に国王が国内を回り、特に有力部族の代表と会合を持つ儀礼的行為を、フセイン国王は特に重視していた。前

国王と比べると近代化志向が強く、部族との「伝統的」関係に依拠する体制維持にあまり積極的ではなく、さらに（概してヨルダン系住民との対立感のある）パレスチナ人の妻がいることで不人気であったとも言われる。儀式を行っているという意味ではアブドゥッラー2世はフセイン時代の部族政治のスタイルを継承しているということができるが、シンボルとしての部族は利用しつつも、社会的基盤としての部族に対しては、厳格に対応している。

近年、IS問題に関連して、ヨルダン周辺不安定化がみられ、ヨルダン政府もこのような事態の収束に向けて積極的に関与する機会が増えている。その中で、ベドウィン治安強化に利用する動きがあるが、これは実質的な面とシンボリックな面がある。前者は国境付近の諸部族間の関係や行動能力を期待するものであり、後者は国家的な危機におけるヨルダンの精髓たるベドウィンによる（ベドウィン国家としての）王国の防衛強化という、ヨルダン内戦（1970年）以来の「古典的」戦略であり、ベドウィンの中核とする東岸人の連帯感に訴え、国民の不安感をばねに国民の糾合を図ろうとするものである。また、ヨルダン政府によるシリアの部族への武器提供と訓練の計画は、イラクの諸部族やクルド人の対IS作戦における強硬な立場と類似している。ヨルダンの内外で進むセキュリティ化の中で、このような部族主義の利用は、一つ対応を誤ればシリアなど周辺諸国政府との関係だけでなく、国内的に「古傷」（パレスチナ人対トランスヨルダン人）に触れて波紋を生じる可能性も排除できない<sup>34)</sup>。

2016年の選挙をめぐる、部族選挙区への女性枠の適用以外、部族局面での特別に際立った注目点はない。しかしながら、第17期議会で史上最大の議会ブロックを形成し、様々な国家的な課題を解決するための短期的・長期的法案成立に関して政府と緊密な協調関係を築いた「ムバーダラ」のメンバーからはわずか2人しか当選しなかった。このような親政府的ブロックのメンバーの多くは部族的基盤で当選した者も多かったものと考えられるが、保守層の議員の大幅交代がみられることは、世代交代や、部族社会内の勢力図の変動が反映されている可能性もあろう。ともかくも、このような微細な変化を始め、ヨルダン社会の構造的変化がこれまで安定的な王制の権力基盤であり続けた状況は今後とも注視していく必要がある。

## むすび

2016年の第18期総選挙は、ここ20年来、イスラーム主義者やリベラル派を含む野党の反対を集め、争点になってきたSNTV方式から連記制への変更という大きな制度的変化を伴った。またそのため2期にわたって選挙をボイコットしてきたIAFの参加や一部野党勢力の復帰が見られた。これは、批判の多かった制度に対し、周辺諸国の変動や難民を含む大きな国家的課題を抱えた政府の国民統合を図るためのソフトな対応とみなすこともできる。欠陥は指摘されつつも、制度的には民主化は定着し

つつあるとみることができる。

しかし、この選挙をめぐる、ヨルダンが直面している社会変動の流れは、イスラーム主義勢力の多様化、そして権力との関係、社会的評価の変化を浮き彫りにした。それは、イスラーム主義をめぐる局面に限られなかった。王制のアイデンティティ・ポリティクスの対象でもあった、パレスチナ人、「部族」などのアイデンティティ自体の変化や多様化をも浮き彫りにした。そのような中で、IAFが他の少数派と選挙ブロックを形成することで生き残りを図るといった戦略的な転換が見られた。他方、それでも数的には圧倒的な多数派である無所属の議員は、(今回は必ず何らかの選挙リストに参加することが条件だったため、形式的には無所属ではなかったが)ほぼ王制を支持する体制派という図式がそろそろ見直しを迫られている。それは、ヒラーク運動の展開で表明された部族からの異議申し立てによってより深刻さを増している。

ヨルダン政治に詳しいRyanは、今後のヨルダン政治の動向のカギを握る国王の役割について言及しつつ、国王の側近にも元反体制派の改革派がいることなどにも触れ、「しかしこれらの改革派は国王が自分たちの側にいると確信しているが、・・・対照的に草の根の改革活動家たちは、国王が本当に自分たちの側にいるのかどうかあまり確信がない。そして(これまでの)民主化を目指す野党勢力が体制変革ではなく政策変更を求め、革命より改革にとどまろうとするが、国王自身は歴代の政府が求められてきた改革や民主化に関して、いよいよ三つの明確な選択肢に直面する。それをリードするか、従うか、道を追われるか、である。」としてヨルダン社会の変動が重要な局面に立たされていることを示唆した<sup>35)</sup>。

ヨルダンが建国以来の変動期に来ているとみなされる中で、これまでのような体制による「上からの」民主化への、住民の対応という視角からの研究のみでは十分ではないと思われる。そのために、権力の側から位置付けられてきたエスニシティなどの社会的要素を、その現状へのさまざまな形の異議申し立てを、新たな「公共圏」の形成という観点から見直すことも理解の一助になるのではないだろうか<sup>36)</sup>。

## 注

- 1) この点については上智大学の「公共圏」研究プログラムに参加したことがきっかけとなっている。概して「上から」の民主化の感がある制度的民主化の場合、西欧をモデルとした民主主義との比較をめぐる、その欠陥や限界を指摘することに終始することが多い。これに対し、公共圏研究のアプローチは対象とする社会環境から民主化を再検討することになり、いわば「下から」の民主化へのアプローチを可能にする。また偏りのない社会発展への視覚を得るうえで、政治経済の中心であるアンマンを中心とした社会発展の整理では不十分であり、地方の社会変化との相互作用からの社会発展像の再検討が求められる。いわば「中心から」の社会構築に対して「周辺から」の対応の視点を構築することである。以上のような観点からの再検討は、中東における民主化研究における多面的アプローチに資することができるのではと考える。

- 2) 前者の嚆矢としてはアルジェリアであり、これにチュニジア、モロッコ、エジプト、ヨルダンなどが続き、イエメンを除いて湾岸アラブ諸国では、憲法制定などがアジェンダとなった程度で大きな体制変動にはつながらなかった。後者では、チュニジアでの警官の一市民への暴力をきっかけに起きた反ベン・アリ体制の国民規模の運動（「ジャスミン革命」）への共感がアラブ諸国で広がる中で、エジプト、リビア、シリア、イエメンなどでそれが反政府運動に転化した。
- 3) ことに「競争的権威主義体制」の体制維持との関連から、ヨルダンの部族社会の研究はさらに精緻化しつつある。これはハーシム王政の重要な権力基盤とされた部族社会の1989年以降の動向、特に南部の部族社会の影響の強いとみなされる地域（マアンなど）での反政府運動の展開以降の状況への関心が契機になっているものと考えられる。Eleanor Gaoの研究は、社会の異質性が不十分な公共財の提供をもたらし、それは社会サービスの貧困や徴税率の低下そして政策の貧困などにつながるという一般的な理解に対して、政党が影響力を持たない半民主主義的あるいは権威主義体制においては、異質性がむしろ公共財の再分配をめぐる選挙の競争性の重要な資源になる可能性を持ち（血縁による資源再分配ではない）、サービスの改善につながっていることを、地方選挙の分析を通して実証した。これに対し、D. Mustafaらの研究は、水の分配をめぐる部族社会の公共政策への阻害的状況の研究は反対の事例を示している。しかし、それも住民の集団的利益追求のための合理的選択という観点から論じている。単純に部族＝保守＝体制維持という理解の枠組みに沿った解釈をしているわけではなく、むしろ政策実現に対する信頼度に基づく合理的選択の結果とみていることが重要である。部族社会の変化に関しては、参照資料5を参照。
- 4) 選挙をめぐる部族の保守的役割に関する見直しの一環として、参照資料19は、ヨルダンの伝統的体制支持層とみなされるベドウィン選挙区の候補者の社会的背景の変化を指摘し、参照資料21は、「アラブの春」後のヨルダン社会の変化において、王制の部族的基盤の中核からの批判的社会運動（ヒラーク運動）が展開されたことに注目した。参照資料15は、ヨルダンの社会構造変化が決定的な王制打倒の動きや国家の分裂につながらない点に注目し、危機的な対外関係を前提としたヨルダン内の各政治社会勢力間の均衡を指摘した。
- 5) 参照資料21. また参照資料16によると、東岸出身の部族出身の青年層が新たなヒラーク運動を展開したが、これは歴史的な部族＝国家関係の崩壊とともに部族的共同体の中における世代交代を反映している。これらの抵抗運動は王政からの包括的な民主的改革を求め、既存の合法的民主改革より過激なことばや方法を使った。この部族的政治の変化は、ハーシム王政の政治や安定にとって大きな意味合いを持っている。ヒラーク運動は2011年12月以降、衰退した。しかしこれは体制の僅かな改革に部族的抵抗が満足したためではない。一つは、治安当局による強力な抑圧策によるものであり、二つ目は、シリアでの流血の事態の悪化がすべての反対派に委縮効果をもたらしたこと、さらに、彼らは体制側が寛容さを捨て、戒厳令という形で厳法を適用し、そのために彼らが将来的に再び集まる法的可能性を喪失することを望まなかったからである。最後に、彼らの強みである、迅速な結集、柔軟な行動につながった形式にこだわらない姿勢があたりとなり、持続性をもたらす組織づくりの弱さがあった。それでも、ヒラーク運動を研究することは、ヨルダンの権威主義的統治を研究するうえで欠かせない。理論的レベルでは、この運動は、権力が少数者に集中している独裁下においても、いかに国家＝社会関係が漸進的に変化しているのかを明らかにする。いかなる政治秩序の設立時の契約も、時間の経過とともに、政府や社会勢力双方の利益が経済的發展や政治的安定に応じて、変化するということである。これが以前には考えられなかったヒラーク運動のような反対を生み出すのである。経験的なレベルでは、部族＝国家の取引の失敗によって前例を見ないような反対派の拡大をもたらし、公的領域においてこれまでは過激な攻撃とみなされていたこと（たとえば単に国の政

策を批判するだけでなく、権力者が彼らを支配するその権利にも疑問を投げかけるような言葉)が普通のことになった。ヨルダンの世代間の分裂ともあいまって、これが地方における将来的な反乱を刺激する可能性がある。国家の市場志向の経済への転換と、部族依存を脱した政治的路線転換がその可能性をさらに高めている。ヒラーク運動の活動家がまさにこのように強力な反対の宝庫となるかもしれない。この東岸のヨルダンの部族の青年層は、抑圧的な体制に挑戦し、自分たちよりも上の世代の保守主義を拒否し、独裁的な君主が民主的政策を実施するよう求める定義的行動を経て成人した世代である。そのような行動に対する彼らの集団的記憶は必ずしも衰えるとは限らない。

- 6) 他の調査では37%
- 7) さらに選挙委員会によって中部ベドウィン選挙区では投票プロセスが規定道理に実施されなかったと判定され、翌日再投票が実施されることとなった。選挙委員会の Khaled Kalaldehy 委員長は、選挙終了後に記者会見で中部ベドウィン選挙区で8つの投票箱が「盗まれ」たため、これらの投票を無効とし、選挙のやり直しを命じた。 *Jordan Times* 21 Sep,2016
- 8) 2013年に結成され、様々な国家的な課題を解決するための短期的・長期的法案成立に関して政府と緊密な協調関係を築いた。 *Jordan Times* 24 Sep,2016
- 9) 一般枠から当選した女性議員5名を含めると女性議員の代表制は15%となった。これはヨルダンの議会史上もっとも高い数字となる。
- 10) 参照資料8
- 11) 参照資料6
- 12) *Jordan Times* 13 Mar,2016 および参照資料6
- 13) 投票者リストに登録しなかった住民を潜在的な有権者と考えて投票率を計算するとこれまでの選挙でも実質的には、ほぼ30%程度の投票率になる。
- 14) 2015年、ムスリム同胞団から分裂したメンバーにより結成。宗教・エスニシティにこだわらない改革を主張。なお、同じく2015年にムスリム同胞団から離脱したグループにより作られた体制派とも位置付けられる「ムスリム同胞団協会」はイルビド第2選挙区で単独のリストを組んで臨んだが、一人の当選者も出せなかった。
- 15) *Jordan Times* 24 Sep,2016
- 16) 2013年の総選挙では、独立派が123議席を獲得したのに対し、イスラーム・ワサト党(3)、強いヨルダン党(2)、祖国党(2)、国民統一党(2)、他の18政党が各1議席を獲得した。参照資料7
- 17) 参照資料14
- 18) 参照資料9
- 19) このことはRyanも指摘している。参照資料3
- 20) ヨルダンの民主化推進をめざす Hayat Center for Civil Society Development の所長。同センターは民主化や自由化、人権の保護を目指す広範な調査・研究活動を行っている。ホームページ <http://www.hayatcenter.org/>
- 21) 17名との説もある。
- 22) 1928年にエジプトで反植民地主義とイスラーム国家の樹立を目指して結成された政治・社会組織で、ヨルダンの「ムスリム同胞団」の母体となる組織。「ムスリム同胞団」は20世紀後半を中心に東アラブ各国に勢力を拡大し、各地で独自の発展をみた。
- 23) 一般に、IAFは「ムスリム同胞団」の政治組織と理解されているが、同胞団員以外のメンバーも加盟している。中にはキリスト教徒のメンバーも存在する。
- 24) *Jordan Times* 24 Sep,2016



- 25) *Al Jazeera*. 20 Sep,2016
- 26) この事件が一つのきっかけとなり、戒厳令の解除と23年ぶりの下院選挙の再開が決められた。
- 27) 参照資料 21
- 28) 参照資料 16
- 29) 2000年以降の、イスラエル占領地内のパレスチナ人によるイスラエル占領への抵抗運動。1987年から1993年の第一次インティファダに合わせてこのように呼ばれる。ヨルダンのパレスチナ人やヨルダン人からの支持もみられ、ヨルダン内政への影響力が大きい事件であった。
- 30) 参照資料 3
- 31) 部族の青年たちは、王制が民主化の要請に応えず、時として「ムハーバラート」などの治安機関を通じた弾圧で対応しようとしたことに対する憤りから、これまでの反政府運動（左翼、アラブナショナリスト、イスラーム主義者）が守っていたレッドラインとしての王制批判に踏み込んだ。彼らは数多くのデモ行進を行い、王室を揶揄し、国王の退陣を求め、王制の打倒も主張した。このような犯行に対しては、治安機関はアンマンで展開されたイスラーム主義者のさらに規模の大きいデモに対して示した寛容な対応とは対照的に、極めて厳しい弾圧策を講じた。それだけ、かつては王政の支持基盤であった地域からのこのような激しく制御不能な反対運動が起きることが体制にとって強い危機として受けた取られていたことを示すものである。
- 32) しかし、1990年代の部族反乱においても、決して物質的要求だけでなく政治改革の要求も伴っていたことは見逃せない（参照資料 21）。ただヒラーク運動の青年たちが物質的要求よりむしろ政治的要求を重視したということのニュアンスを重視するなら、これも20年における部族社会の変化を反映しているともみることができるかもしれない。
- 33) 参照資料 16
- 34) 参照資料 21
- 35) 参照資料 3
- 36) 本研究は人間文化研究機構基幹研究プロジェクト「現代中東地域研究」、および基盤研究（A）『アラブ社会における多元的貧困の歴史的・構造的解明：エジプトとヨルダンを中心に』（研究代表 加藤博）、および基盤研究（C）『言語教育における地域語・国語・国際語の関係性に関する比較的研究』（研究代表 長谷川精一）、および基盤研究（C）『アラブ連盟をめぐる「アラブ外交」の成立に関する研究』（研究代表 北澤義之）の成果です。

### 【参照資料】

1. Abdelmahdi Alsoudi, "The Impact of the Arab Spring on the Political Future of the Muslim Brotherhood in the Middle East: Jordan as a Case Study", (*Middle East Review of International Affairs*, Vol. 19, No. 3 (Fall 2015), pp.41-57)
2. Al Hayat Center – RASED, *RASED Key Findings on Monitoring the 2016 Parliamentary Elections*, Amman, 2017
3. Curtis R. Ryan, "Political Opposition and Reform Coalitions in Jordan", *British Journal of Middle Eastern Studies*, 38:3, 2011, pp.367-390
4. Daanish Mustafa, Amelia Altz-Stamm and Laura Mapstone Scott, "Water User Associations and the Politics of Water in Jordan", (*World Development* Vol. 79, 2016, pp. 164–176)
5. Eleanor Gao, "Tribal Mobilization, Fragmented Groups, and Public Goods Provision in Jordan", (*Comparative Political Studies*, Vol. 49 (10), 2016, pp.1372–1403)

6. International Foundation for Electoral Systems, *Elections in Jordan: 2016 Parliamentary Elections Frequently Asked Questions*, September 19, 2016201 (www.IFES.org (FAQ))
7. Election Guide ホームページ <http://www.electionguide.org/>
8. Freedomhouse 2017 Annual Report (<https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2017/jordan>) 2017年12月8日参照
9. His Majesty King Abdullah II ,Fourth Discussion Paper “Towards Democratic Empowerment and “Active Citizenship” (<http://jordanembassyus.org/news/his-majesty-king-abdullah-ii-fourth-discussion-paper-towards-democratic-empowerment-and-active>) 2017年12月8日参照
10. Janie A. Clark, “Municipalities go to Market: Economic Reform and Political Contestation in Jordan” (Sylvia I. Bergh . *The Redeployment of State Power in the Southern Mediterranean: Implications of Neoliberal Reforms for Local Governance*, April 2016,pp.358-375)
11. Juan José Escobar Stemmann, “The Crossroads of Muslim Brothers in Jordan”, (*Middle East Review of International Affairs*, Vol. 14, No. 1 ,March 2010,pp.38-49)
12. Kristen Kao , “How Jordan’s election revealed enduring weaknesses in its political system (*Washington Post* October 3, 2016)
13. Nur KÖPRÜLÜ , “Trapped Between De-Liberalization, Politics OF Identity and Regional Predicaments: Lessons From the Hashemite Kingdom of Jordan”, *Perceptions*, Autumn-Winter 2009, Ankara,pp.57-84
14. Osama Al Sharif , “Who are the winners and losers in Jordan’s latest elections?” *JORDAN PULSE* , September 28, 2016 <https://www.al-monitor.com/pulse/ originals/ 2016/09/jordan-legislative-elections-winners-losers.html> (2016年1月4日参照)
15. Sarah A. Tobin, “Jordan’s Arab Spring: The Middle Class and Anti-Revolution”, (*Middle East Policy*, Vol. XIX, No. 1, Spring 2012)
16. Sean L. Yom, “Tribal Politics in Contemporary Jordan : The Case of the Hirak Movement”, (*Middle East Journal* VOLUME 68, NO. 2, SPRING 2014, pp.229-247)
17. Peter A. Ferguson, “The State of Jordanian Women’s Organizations — Five Years Beyond the Arab Spring”, (*Politics and Governance*, Volume 5, Issue 2, 2017, pp.59-68)
18. 加藤博・岩崎えり奈・北澤義之・臼杵悠・吉年誠『カフル・マー村研究——北西部ヨルダン山村の社会構造とその変容——』（上智大学 SIAS Working Paper Series 2017年）
19. 北澤 義之「第14期ヨルダン国民議会下院選挙結果」（『現代の中東』、No.44、50-63頁、アジア経済研究所、2008年）
20. 北澤 義之「ヨルダンの近代教育の特徴——1970年代までの国民形成を中心に——」（『教育文化』（第18号）同志社大学社会学部教育文化研究室130-160頁、2009年）
21. 北澤 義之「現代ヨルダンにおける「部族政治」の変容」（『中東研究』中東調査会、No526、20-32頁、2016年）

## 第18期ヨルダン下院選挙当選リスト・当選者一覧（各種報道より作成）

Amman 第1選挙区		
当選リスト名	獲得票	当選者氏名
Al Musharaka wal taghyeer（参加と変革）	11,437	Andre Hawari
Qawl wa fil（言葉と行動）	9,067	Khalil Atiyeh
Shaab（人民）	7,282	Abdul Rahman Awaisheh
Al Khair	7,019	Mohammad Baraish
Al Islah（改革）	6,647	Musa Hantash
Amman 第2選挙区		
Taawon（協力）	12,535	Abdullah Akaileh
Forsan Al Quds（エルサレムの騎士）	10,121	Yihya Saud
Al Islah	10,096	Musa Wahsh
Nakhla（椰子の木）	8,527	Omar Qaraqish
Orouba	6,807	Aziz Salman
Suqoor Hurra（Free eagles）	6,590	Abed Alayan
Amman 第3選挙区		
Maan（Together）	10,937	Khaled Awad
Al Islah	9,172	Saleh Armouti
Injaz（Achievement）	5,658	Khamis Atiyeh
Mostaqbal Amman（The future of Amman）	5,526	Ahmad Safadi
Circassian/Chechen seat	5,510	Mansour Murad
Christian seat	6,172	Qais Zayadin
Women's quota	7,055	Dima Tahboub
Amman 第4選挙区		
Al Quds Al Shareef	20,148	Kheirallah Abu Saalik
Al Adalah（Justice）	12,335	Ahmad Riqib
Al Islah	9,155	Ahmad Hmeisat
Diftain（The two Banks）	6,965	Ramadan Hneiti
Amman 第5選挙区		
Hazm（Resilience）	12,366	Nassar Qaisi
Al Ittihad wal Amal（統一と労働）	12,200	Fadil Nahar
Al Wafaa（忠誠）	11,850	Ahmad Lozi
Al Islah	11,402	Mustafa Assaf
Nashama（勇士）	10,528	Hassan Ajarmeh
Al Raya（旗）	10,124	Barakat Nimer
Circassian/Chechen seat	7,844	Tamer Bino（Al Islah）
Irbid 第1選挙区 113,596		
Irbid	16,985	Riyadh Azzam（7,390）
Al Mizan（公正）	13,309	Rashed Shouha（3,807）
Al Adalah	12,437	Abdul Munim Oudat（5,727）
Al Aqsa	12,329	Mahmoud Titi（5,068）

Al Zaytoonah (オリーブ)	9,583	Ibrahim Bani Hani (5,851)
Irbid Al Karamah	8,326	Nidal Taani (3,751)
Irbid 第2選挙区		
Al Adalah	12,608	Khaled Abdullah
Al Faqir	9,554	Fawaz Zu'bi
Kinanah	7,531	Abdullah Obeidat
Houran Al Khair	14,762	Jawdat Darabseh
Irbid 第3選挙区 投票者数 49,798		
Ittihad (統一)	12,276	Hosni Sheyyab (7,618)
Watania Demogratia (民主国民)	10,046	Mustafa Khasawneh (6,731)
Al Wafaa (忠誠)	7,285	Yousef Jarrah (4,330)
Christian seat	8,352	Wael Razzouq (Ittihad list)
Irbid 第4選挙区 80,797		
Nashama	15,253	Issa Khashashneh (5,206)
Al Wafaa	14,479	Mijhem Sqour (11,805)
Al Zaytoonah	10,853	Majed Qweisem (6,876)
Al Assad (ライオン)	10,815	Khaled Bakkar (9,586)
Taawon	8,996	Ibrahim Quraan (7,913)
Women's quota	10,290	Intisar Hijazi (Houran Al Khair)
Zarqa 第1選挙区		
Al Aqsa	17,830	Mohammad Thahrawi
Yaqaen	14,971	Mohammad Nouh Qudah
Al Islah	14,518	Saud Abu Mahfouz
Watan (祖国)	14,183	Qusai Dmeisi
Abnaa Zarqa (ザルカの子供たち)	13,049	Faisal Aawar
Ahl Al Azm	7,626	Marzouq Habarneh
Circassian/Chechen seat	10,335	Nabil Shishani (Al Islah)
Christian seat	10,424	Tarek Khoury (Al Aqsa)
Women's quota	11,104	Hayat Mseimi (Al Islah)
Zarqa 第2選挙区		
Al Wafaa Lilwatan (祖国への忠誠)	8,754	Hmoud Zawahreh
Al Wihda Al Wataniya (国民統一)	5,686	Musa Zawahreh
Ain Al Watan (祖国の眼)	5,554	Nawaf Mualla
Mustaqbal Zarqa (ザルカの未来)	4,925	Ali Khalaileh
Jerash 選挙区: 総投票者数 60,858		
Al Ardd (土地)	11,122	Mohammad Hdeib
Al Asalah	8,974	Oqlah Zboun
Al Islah	8,967	Huda Etoum
Al Baraka	7,635	Mohammad Abu Sittah
Women's quota	4,534	Wafaa Bani Mustafa (Al Asalah)
Ajloun 選挙区: 総投票者数 59,333		

Al Amal (労働)	14,213	Kamal Zghoul (8,187)
Al Wifaq (合意)	11,599	Safaa Momani (6,616)
Jabal Ajloun	9,838	Ahmad Freihat (5,540)
Christian seat	9,627	Wasfi Haddad (Al Wifaq list)
Women's quota	5,712	Montaha Baaoul (Al Amal list)
Mafraq 選挙区		
Suqoor (鷹)	9,885	Abdul Karim Dughmi
Mafraq Liljamee (マフラクは皆のために)	8,907	Raed Khazaaleh
Hazm	7,956	Shuaib Shdeifat
Watan	7,566	Mifleh Khazaaleh
Women's quota	7,345	Reem Abu Dalbough (Suqoor)
Madaba 選挙区		
Al Watan	8,327	Abdul Qader Fsheikat
Al Wihda Al Wataniya (国民統一)	8,082	Adnan Rkeibat
Mostaqbal Madaba	5,848	Zeid Shawabkeh
Christian seat	5,045	Nabil Ghishan (Al Watan)
Women's quota	4,082	Maram Hisah (Al Ahd)
Karak 選挙区: 総投票者数 103,451		
Watan (祖国)	19,722	Atef Tarawneh (12,054) and Raja Sarairah (8,194)
Abnaa Karak (カラクの子供たち)	19,002	Mohammad Atayqah (6,686) and Musleh Tarawneh (6,856)
Al Haq	15,214	Mahmoud Neimat (4,812)
Al Zaytoonah	10,299	Saddah Habashneh (7,085)
Al Wafaa Lilaghwar (ヨルダン渓谷への忠誠)	8,702	Randa Shuaar (5,992)
Shams (太陽)	8,539	Sabah Shuaar (6,680)
Christian seat	9,429	Haitham Zayadeen (Abnaa Karak)
Christian seat	6,553	Abdullah Zreiqat (Watan)
Women's quota	5,614	Manal Dmour (Watan)
Aqaba 選挙区: 総投票者数 23,399		
Aqaba	6,322	Mohammad Riyati
Fajer (夜明け)	3,797	Hazem Majali
Al Manar	3,420	Ibrahim Abul Izz
Women's Quota	4,064	Alia Abu Hilayel (Aqaba list)
北部ベドウィン選挙区		
Raad Al Shamal (北の稲妻)	11,697	Habes Shabeeb
Mizan (公正)	11,018	Mazen Qadi
Assad Mutaahab (勇猛なライオン)	8,171	Sawan Sharafat
Women's quota	4,627	Zeinab Zbeid (Raad Al Shamal)
南部ベドウィン選挙区		
Al Bayraq	8,176	Nawaf Neimat

Al Mostaqbal Al Mushreq (明るい未来)	7,624	Mohammad Amamreh
Al Wafaa (忠誠)	6,792	Awad Zawaideh
Women's quota	4,150	Shaha Abu Shosheh (Al Wafaa)
中部ベドウィン選挙区：総投票者数 35,587		
Al Badr	5,566	Sleiman Zaben (3,382)
Al Wafaa	5,044	Mahasen Shraa
Al Baraka	4,880	Habes Fayeze (3,306)
Women's quota	2,961	Rasmiyeh Kaabneh (Al Karamah)